

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う医療提供体制の「移行計画」(令和5年10月時点)

都道府県名: ( 大阪府 )

I 入院体制

(1) 直近のオミクロン株流行時の入院体制の振り返り

最大確保病床数	4894 床	(うち重症者用病床数)	586 床
最大入院者数	約3,800 人		
うち確保病床での最大入院者数	2944 人	(うち重症患者数)	60 人
うち確保病床外での最大入院者数	約850 人	(うち重症患者数)	0 人
(もし分析があれば) 最大入院者数のうち中等症Ⅱ以上の入院者数	- 人		
確保病床を有している医療機関数	233 機関		
コロナ入院患者の受入れ経験がある医療機関数	211 機関		

(2) 今後の入院患者の受け止めの方針

① 入院患者の受け止めの方針 ※(1)の最大入院者数を受け止める体制とすること。

(確保病床での受入見込み)

10月1日以降の最大確保(予定)病床数	633 床		
うち重症者用病床数	66 床		
うち中等症Ⅱ患者向け病床数	567 床		
確保病床での入院患者受入見込み数	506 人	※病床利用率(90%、85%等)を勘案して設定	
段階3までで確保病床を有している医療機関数	109 機関		

(確保病床によらない形での受入見込み)

コロナ患者受入れ経験がある医療機関での入院患者受入目標(予定)数	3118 人	
コロナ入院患者の受入れ経験がある医療機関のうち、新たにコロナ入院患者の受入れを行うことを予定する医療機関数		442 機関

新たな医療機関による入院患者受入目標(予定)数	176 人
新たにコロナ入院患者の受入れを行うことを予定する医療機関数	56 機関

(合計)

移行計画におけるコロナ患者の入院受入見込み数の合計	3800 人
移行計画におけるコロナ患者の入院受入れを行う見込みの医療機関数の合計	498 機関

② 確保病床によらない形での受入見込み数を達成するための方策について(協定、アンケート等の受入可否の確認方法を含む)

- 各病院の役割等を踏まえ、確保病床外における患者受入を依頼。
- 国から示された下記①～③の啓発資料の周知。
- ①感染対策の見直し、②設備整備等への支援、③応招義務の整理

③ 確保病床を廃止する時期、病床確保を要請しない場合の入院患者受入体制の方針

- 令和6年3月末(病床確保料の支給廃止まで)の予定

(3) 医療機関等の役割に応じた対応医療機関数等について(重複回答可)

主に重症者を受け入れる医療機関数	25 機関
主に中等症Ⅱ患者を受け入れる医療機関数	102 機関
主に軽症・中等症Ⅰ患者を受け入れる医療機関数	498 機関
後方支援医療機関数	252 機関

(4) 位置づけ変更後の転退院体制について

10月1日以降の転退院促進のための方策について

各圏域における地域連携の枠組みで対応。

(5) 位置づけ変更後の救急医療体制について

10月1日以降の受診相談体制の維持・拡充の方策について

発熱時等の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の健康相談等に対応する相談窓口「大阪府コロナ府民相談センター」を継続するとともに、保健所による医療相談や#7119・#8000等での対応を継続。

## II 入院調整体制

### (1) 直近のオミクロン株流行時の入院体制の振り返り

① 入院調整の主体	医療機関（一部、保健所及び移行期入院フォローアップセンター）
② 入院調整を行うためのICTツール	G-MIS
③ 直近のオミクロン株流行時における医療機関間での入院調整の割合	約 10割

### (2) 医療機関間での入院調整を進めるための方策

① 10月1日以降の行政による入院調整（感染拡大時以外）は	約0割
その対象者（※）	医療機関間で入院調整が困難である患者のうち、重症、中等症Ⅱ、妊産婦、小児、精神、透析患者等。

### ② 感染拡大時・医療機関間での入院先決定が円滑に進んでいない時における行政の対応（相談支援、入院調整等）

医療機関間で入院調整が困難となっている患者で、かつ、重症・中等症Ⅱ・妊産婦・小児・精神・透析患者等（呼吸困難で肺炎像が見られ、食事や水分の摂取ができず、点滴治療を要する患者であって、中等症Ⅱへの悪化が懸念される緊急性が高い患者等）について、大阪府移行期入院フォローアップセンターが、G-MISの情報を基にした、調整先の候補となる医療機関の案内や、入院先の選定を行う。

### ③ 入院調整に活用する支援ツール

G-MISを活用する。

### ④ 外部委託の予定があるか、予定ある場合（委託予定先、委託先でどのような対象者を入院調整する予定か）

大阪府移行期入院フォローアップセンターの業務のうち、入院調整部分を外部医療機関に委託しており、段階0から段階1の間は、2医療機関に委託し、段階2から段階3の間は、9医療機関に委託する。また、入院調整の対象は、医療機関間での入院調整が困難となっている患者で、かつ、重症・中等症Ⅱ・妊産婦・小児・精神・透析患者等（呼吸困難で肺炎像が見られ、食事や水分の摂取ができず、点滴治療を要する患者であって、中等症Ⅱへの悪化が懸念される緊急性が高い患者等）。

### ⑤ 消防機関との連携体制

各消防本部と、G-MIS等を用いて病床の稼働状況を共有する。また、二次医療圏域内などにおいて、医療機関と関係機関が連携し、輪番制をしくなど搬送患者の受入れ体制に関する運用を行う。

### ⑥ 都道府県における既存の調整の枠組みの活用（妊産婦、小児、透析患者等）の方針

妊産婦：産婦人科一次救急、産婦人科診療相互援助システム（OGCS）に基づき対応  
 小児：圏域単位での役割の明確化や小児二次・三次医療機関の役割の明確化により対応  
 精神：精神科救急医療システムの活用、精神科をもつ三次救命救急センター等と連携により対応  
 透析：圏域単位での役割の明確化により対応

## III 外来医療体制

### 見込み・取組等を追記

#### (1) 令和6年3月末時点の見込み

外来対応医療機関数	4500	機関
うち、「普段から自院にかかっている患者」以外に対応する医療機関数	3400	機関

#### (2) (1)を実現するために10月から3月までに行う予定の取組

・治療薬選択のフローチャート等の診療時に役立つ資料を作成し、未指定医療機関への勧奨を実施。  
 ・高齢者施設併設や高リスクのかかりつけ患者を診療しているといった理由で未指定である医療機関も多くあることから、内科等を標榜する未指定医療機関に対し、現時点での未指定理由を調査し、拡充見込みがあるかどうかの実態把握を実施。

## IV 自宅・高齢者施設等の療養体制

### (1) 高齢者施設等への往診等に対応する医療機関の確保等の取組

感染制御・業務継続支援チームに所属している医療従事者・感染管理専門家の人数 (チームを組んで対応している場合には、チーム数)	医師 :	31	人
	看護師 :	61	人
	その他 :	19	人
	チーム数 :	-	チーム
高齢者施設等への往診・派遣に協力する医療機関数 (具体的な取組)	1377	機関	

※ 自治体での調整により速やかに他の医療機関や医師等による対応を可能とする等といった取組に関しても記載ください

ほぼ全ての施設が医療機関との連携体制を確保。

### (2) 今後の宿泊・自宅療養体制の確保の見通し

新型コロナ自宅療養者等のフォロー（電話・オンライン診療／訪問診療）を行う医療機関（健康観察・診療医療機関）数	1933	機関
新型コロナ自宅療養者等のフォローを行う訪問看護事業所数	600	機関
新型コロナ自宅療養者等の治療薬投与等のフォローを行う薬局数	2088	機関